

2024年度須坂市高齢者施策推進協議会 要約議事録

1. 会議名	2024年度須坂市高齢者施策推進協議会
2. 日時	2024年8月7日(水) 13:30~15:10
3. 場所	須坂市役所東庁舎3階第4委員会室
4. 出席者	<p>【委員】15名 ※欠席3名：青木(宏)委員、湯本委員、酒井委員</p> <p>新村会長、柄澤副会長、下鳥委員、金子委員、青木(一)委員、渡辺委員、清水委員、松山委員、山浦委員、富澤委員、小池委員、神林委員、飯田委員、竹前委員、松本委員</p> <p>【事務局】 牧健康福祉部長、関野高齢者福祉課長、滝澤高齢者福祉係長、福崎介護保険係長、坂田介護保険係担当係長、津山地域支援係長、中村介護予防係長、湯本主査</p>

<議事概要>

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 正副会長の選出について

須坂市高齢者施策推進協議会条例第5条に基づき、委員の互選により会長に新村征之委員、副会長に柄澤直美委員が選ばれる。

(2) 須坂市高齢者施策推進協議会について

<事務局より須坂市高齢者施策推進協議会条例の説明>

●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう高齢者支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、須坂市高齢者施策推進協議会を設置する。

●介護保険法では市町村の介護保険事業計画による施策と目標を記載し、毎年度計画の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析を行い、結果を公表することになっている。実施状況などに対する評価について本協議会がその役割を担う。

<事務局より須坂市地域ケア会議設置要綱の説明>

●地域ケア個別会議と地域ケア推進会議がある。要綱第4の2に規定があるように、本協議会が地域ケア推進会議を担う。

(3) 須坂市高齢者いきいきプランについて

<事務局より須坂市高齢者いきいきプランの概要について説明>

●第1章「計画策定の趣旨」

計画期間中である2025年に団塊の世代が全て75歳以上となり、2040年には団塊ジュニアが65歳を迎えることを踏まえ、中長期的な視野に立って、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住みなれた地域で支え合いながら、最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定したものです。

●第2章「高齢者を取り巻く状況と第八期目標指標達成状況」

須坂市の高齢者を取り巻く地域特性や高齢者の特徴と将来推計及び第八期目標指標達成状況について説明

●第3章「計画の基本方針」

基本理念とそれを実現するための4つの基本目標、施策体系、日常生活圏域について説明

●第4章「施策の推進」

基本目標1～4に対して須坂市が取り組む施策について説明

※須坂市高齢者いきいきプランにおける基本目標2のうち「2認知症施策の推進について」は、『須坂市認知症施策推進計画』として一体的な計画と位置づけ、推進していく。

※76 ページ「本計画の目標指標」基本目標1の施策4「サロン等の開設数について」修正 <（累計）の記載を削除>

●第5章「介護保険事業費の見込みと介護保険料」

介護保険サービスの利用状況、介護保険サービスの整備と利用者数の見込み、それに基づく介護保険料について説明

●第6章「計画の推進、評価、見直し」

計画の推進管理についてPDCAサイクルを活用し、業務の課題・目標を明らかにし、改善を積み重ね、次期の計画に生かしていく。須坂市高齢者いきいきプラン課題評価シートを活用し、毎年本協議会で事業の進捗について報告し、委員から意見をいただきたいと考えている。

(4) 地域ケア個別会議での課題等について

<事務局より説明>

※ケアマネジャーから地域ケア個別会議として、困難事例を検討して欲しい場合は、地域包括支援センターへ相談いただく。

4. その他

＜事務局より今後の須坂市高齢者施策推進協議会のスケジュールについて説明＞
新村会長から「(サービス見込み量等の) 数字的なものが固まってきてからでは、意見を反映させるための事務処理が非常に増えてしまうため、3年目の計画策定にあたっては、ご意見をいただける場合は早い時期にいただけるようご協力をいただきたい。」旨、委員へ協力依頼があった。

5. 閉 会

＜主な意見（「第4章 施策の推進」について）＞

- 委 員：いきいきプラン61ページの「在宅福祉介護者慰労金の支給事業」について、申請は自分から申し出するのか。
- 事 務 局：要介護3以上の方を抽出し、入院期間や施設入所期間を除いた在宅介護期間が3か月以上を見込む方等へ郵送や民生委員のご協力をいただき申請書を送付している。市から送付された申請書を提出することで申請となる。
- 委 員：いきいきプラン58ページのオレンジガーデニングプロジェクトについて、オレンジの花とは具体的にどんな花か。
- 事 務 局：9月が認知症月間となっているため、その頃にオレンジ色の花を咲かせる花として、マリーゴールドとジニアの花を育て、ご協力いただける方へお分けした。

＜主な意見（全体を通して）＞

- 委 員：施設に入所している方でも住所を移さなくてよいのか。
- 事 務 局：特別養護老人ホーム（特養）は、入所すると終の棲家となり、期限がないため住所を異動するのが基本原則である。老人保健施設（老健）は、（在宅での生活に向けて）短期で入所する施設のため住所は異動することはない。
- 委 員：委員の任期は3年であり、3年目が計画策定で4回程度協議会に出席することになる。3年間委員を続けているから分かるが、団体によっては、1年で代わられる委員もいる。効果検証という意味合いでも協議会条例の2の任務について、どのようにお考えか。
- 事 務 局：基本は3年間をお願いしているが、毎年代わられる団体もあるため、3年間同じ委員で続けていくのは難しい現状である。委員が代わられた際には事務局から補足説明をさせていただき、ご理解いただける様に努めてまいりたい。